

「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」について
(通称：「高等教育未婚ひとり親支援法案」)

- 現在、未婚のひとり親家庭の支援策として、児童手当をはじめとする各種の給付においては、支給対象者の所得の計算に当たって、本来寡婦控除・寡夫控除の適用がない未婚のひとり親家庭も、寡婦控除・寡夫控除の適用を受けるものとして所得を計算することとなっている（政省令レベルで規定が整備されている）。
- 他方で、高等教育無償化等に関し、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」（以下「修学支援法」という。）及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」（以下「機構法」という。）においては、このような政省令レベルでの規定が整備されておらず、結果として、未婚のひとり親家庭の子については、寡婦控除・寡夫控除が適用される場合と比較して、支援額が相当低くなることが予想される。
- そこで、立法によってこの問題に対応するための方策として、以下のような法案を提出することとする。

⇒対応 法律に政省令改正の方向性（＝政省令で定めるべき事項）に関する規定を置く

修学支援法・機構法のそれぞれにおいて、政省令改正の方向性に関する規定として、政省令上「未婚のひとり親家庭が寡婦控除・寡夫控除の適用を受けられるようにする」ことが読めるような規定を置くこと。

より具体的には、授業料減免・給付型奨学金の支給に関する規定の中で、政省令への委任について定めている部分があり、これらの規定にさらに政省令改正の方向性を書き加えていくこととする。

【授業料減免】

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）

（確認大学等の設置者による授業料等の減免）

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、**文部科学省令**で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、**政令**で定めるところによる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関し必要な事項は、**政令**で定める。

←前3項の命令を定めるに当たっては、寡婦・寡夫、未婚のひとり親等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生ずることとならないよう配慮すべき旨を追加

※給付型奨学金に関し、独立行政法人日本学生支援機構法についても、同様の規定を置くこととする。